

給付奨学生 全員提出必須！！

本人保管用

※必ずお読みいただき、
授業料(等)の納入完了まで
保管してください。

2024年度後期 授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援新制度対象者用】

高等教育の修学支援新制度対象者(給付奨学生)は、毎年、マイナンバーの情報で家計基準による支援区分が見直され、10月から新しい支援区分が反映されます。支援区分の決定が授業料納入期限後となるため、給付奨学生は全員、授業料(等)延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きくださいますようお願いいたします。

1. 延納手続きおよび除籍猶予手続きについて

【提出書類(申請に必要な書類)】

- ① 『授業料(等)延納願』(様式第10号)準用
- ② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』(様式第11号)準用

※家計基準により支援対象外となっている方も提出が必要です。

※ ①と②、2種類の書類に必要な事項を記入、「2枚」の左上をホッチキス止めして提出してください。

【提出期間】 **2024年7月16日(火)(厳守)**

【提出先】 本館1階奨学金3番窓口前の**専用BOX**へ**投函**してください。

※やむを得ず郵送の場合は、レターパックライト(記録郵便)にて送付ください。

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3-1-1 大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

【上記2種類の延納および除籍猶予手続きによる納入期限と除籍猶予期限】

①『授業料(等)延納願』により、2024年12月16日(月)まで(2ヵ月間)納入期限を延期できます。

※ なお、①の延納手続き期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。

②『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2025年1月15日(水)まで納入期限が猶予されます。

※ ただし、②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

【延納手続きおよび除籍猶予手続きにかかわる注意事項】

* 授業料(等)納入期限(2024年10月15日)を過ぎると「休学届」の提出はできません。

* 消せるペン(フリクションボールペンなど)で書いた延納手続き書類は無効となります。

* ②の除籍猶予期限(2025年1月15日)までに納入しなければ、除籍(2024年9月21日付)となります。

* 除籍になると、当該年度後期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。

* 除籍確定後(3年を超えない者)は、規程に基づく「再入学」制度でしか、大学に戻ることができません。

(最短で2025年度の4月)

2. 延納手続きおよび除籍猶予手続きに伴う授業料(等)の振込依頼書について

10月下旬～11月上旬に修学支援制度対象者の授業料(等)振込依頼書を郵送します。

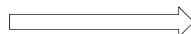
期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。

2024年12月16日までに入金可能な場合



振込依頼書A

2024年12月17日以降に入金の場合



振込依頼書B(2,000円加算)

※『振込依頼書』を紛失した場合は、再発行いたしますので、本館9階経理課までご連絡ください。

※本申請による納入期日の延長の対象は、「後期授業料(等)」になります。

1枚目 記入見本

2枚をホッチキスでとめて提出

様式第10号 (準用)

授業料(等)延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2024 年 7 月 5 日 願出

大阪産業大学 学長 殿

経済学 学部
学 研究科
学 部
99E999
専攻
学 科

学籍番号 99E999

氏名 大阪 花子

保護者氏名 大阪 太郎

【本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください】

電話番号 090 - 0000 - 9999

携帯番号 080 - 9999 - 9999

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますようお願いいたします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2024 年 12 月 16 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付	印

2枚目 記入見本

2枚をホッチキスでとめて提出

様式第11号 (準用)

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2024 年 7 月 5 日 願出

大阪産業大学 学長 殿

経済学 学部
学 研究科
学 部
99E999
専攻
学 科

学籍番号 99E999

氏名 大阪 花子

保護者氏名 大阪 太郎

【本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください】

電話番号 090 - 0000 - 9999

携帯番号 080 - 9999 - 9999

上の電話番号欄は、
保護者の携帯電話番号
を記入下の携帯番号欄は、
学生本人の携帯電話番号
を記入

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますようお願いいたします。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2025 年 1 月 15 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~7,000円 (除籍料消去費 5,000円と納入猶予手数料 2,000円)~~

・ 2,000円 (納入猶予手数料 2,000円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付	印

授業料 (等) 延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科
学 部

専攻
学科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保護者氏名
(保証人) _____

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____

携 帯 番 号 _____

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

1. 延納の期限

期限：西暦 2024 年 12 月 16 日まで

2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要のため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印

授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学 研 究 科 _____ 専 攻
学 部 _____ 学 科

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____
(保証人)

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電 話 番 号 _____ — —

携 帯 番 号 _____ — —

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限：西暦 2025 年 1 月 15 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

~~・ 7,000円 (除籍取消料5,000円と納入猶予手数料2,000円)~~

・ 2,000円 (納入猶予手数料2,000円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、後期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教 務 部 長	教 務 部 部 長	教 務 課 長	経 理 課 長	受 付 印